

ハンセン病理解促進活動 助成金について

島根県藤楓協会では、より多くの方にハンセン病に対する理解を深めてもらうため、各種団体が行う普及啓発活動や療養所訪問に対して、経費の一部を助成します。



対象となるもの

- ① 講演会、各種媒体等による普及啓発活動
- ② ハンセン病に対しての理解を深めることを目的とした療養所訪問

対象者



県内に住所を有する
5人以上の団体
※ただし、公的機関の
職員研修等は対象外



助成する経費

講師謝金・旅費、交通費、宿泊費、資料印刷代、会場使用料 等
※宿泊費は療養所内に宿泊した場合に限る

支給額



対象となる経費の
2分の1
但し、上限額は5万円

※申請団体が多い場合には
予算の関係上、支給できない
こともあります。

申請・お問い合わせ先

島根県藤楓協会事務局(島根県健康推進課内)
電話:0852-22-5329

